

指 名 停 止 措 置 簿

商 号 又 は 名 称	長崎テクノ株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 長崎 正和
主たる事務所の所在地	高知県高知市若松町 1705
指 名 停 止 期 間	平成 30 年 1 月 4 日～平成 30 年 2 月 3 日 (1 月)
指 名 停 止 の 理 由	<p>高知県発注工事（H27 道改(特定)第 10-103-14 号県道興津窪川線道路改良工事）において下請施工であったにもかかわらず、建設業法第 24 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳等を作成していなかったことが建設業法に違反し営業停止処分を受けた。</p> <p>※該当条項 宿毛市建設工事指名停止等措置要領 別表第 2 の第 20 号（建設業法違反行為）</p>